

広島大学

令和6年度 広島大学光り輝き入試

総合型選抜Ⅱ型

解答例

文学部 人文学科 歴史学コース

日本史学

科目名：小論文

解答の公表に当たって、一義的な解答が示せない記述式の問題等については、「出題の意図又は複数の若しくは標準的な解答例等」を公表することとしています。

また、記述式の問題以外の問題についても、標準的な解答例として正答の一つを示している場合があります。

令和六年度 広島大学光り輝き入試総合型選抜(Ⅱ型)
文学部人文学科 小論文問題 解答例又は出題の意図等

分野

日本史学

問

元来日本における村とは、あるまとまった土地ではなく人間集団そのものを指す言葉であった。しかし、ポルトガルなどが地球の分割と囲い込みに奔走した一六世紀、天下統一を果たした豊臣秀吉はその変革に乗り出した。検地と村切りが実施されたが、これは日本の土地を均しく把握した上で、村をその細分化された最小単位とするものであった。そしてこのような全国の画一的な支配を実現するため、度量衡の統一や公定枡の指定なども行われた。ところが、区切られた土地の把握に基づく村の定義は、百姓からの同意調達やスローガンとしては意義があった一方で、実際の検地は不徹底なものに留まった。

また、江戸時代になると幕藩体制下でこれらの原則は形骸化する。石高制と村請制は、代理人を介してでも貢租が安定して徴収できれば他のことには構わないという観念を支配者に浸透させ、土地の実態やその直接把握への関心は深まらなかった。宅地の広がりや新田開発を通して村の領域は江戸時代当初から変容し、また飛び地や入会地などにより、切り刻まれたり複数の村で共同所有されたりする土地が頻出した。どの村にも属さない土地も広範に存在し、村はあたかも「海に浮かぶ島々のようなもの」であった。

明治時代になると、秀吉構想が復活してその貫徹が図られる。まず、国土が府県、府県が郡というように、上から順に分割されてこの次元で飛び地が解消された。個々の村ごとの検地は抵抗もあり時間を要したが、明治中期には実態把握がほぼ完了する。町村の大合併を経て、一八八九年の市制町村制の施行により、日本中のあらゆる土地が面としてのまとまりをもつどこかの村(市町村)に属することになった。一般的に、市制町村制は近代日本における「自治」の起源と言われるが、既存の村が法共同体として集まったのではなく、国土を複数の次元で分割することで、行政単位としての村が生まれたのである。(七八五字)